**仕事・自立**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 内　　　容 | お問い合わせ、申し込み |
| 日　常　生　活　自　立　支　援　事　業 | 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が、地域のなかで安心して生活ができるように、利用者との契約に基づき支援を行います。 | 筑紫野市社会福祉協議会  筑紫野市岡田3-11-1  総合保健福祉センター  「カミーリヤ」内  ☎ 920-8008 |
| １．援助内容（利用できるサービス内容） | |
| soudanin.jpg1.福祉サービスの利用援助  福祉サービスの利用に関する相談や情報の提供  福祉サービスの利用申込みや利用料を支払う手続き  福祉サービスについて苦情解決制度を利用する手続き  2.日常的金銭管理サービス  年金等の受領に必要な手続き  公共料金、税金、医療費、福祉サービス利用料等を支払う手続き  日常生活に必要なお金の払戻しの手続き  3.書類等預かりサービス  日常的金銭管理で使用する預貯金通帳や銀行印の預かり  （５０万円以内の預貯金通帳に限ります。）  上記以外の書類（５００万円以内の定期等預貯金通帳に限ります。）  ※ なお、宝石、書画、骨董品、貴金属類、鍵などはお預かりできません。 | |
| ２．利用までの流れ（契約に至るまでの相談等（利用に関する相談、訪問調査）は無料） | |
| 1.相談（お住まいの市町村社会福祉協議会へ）  2.訪問調査（専門員が訪問）  専門員が訪問し、生活状況等をお聞きし、利用申込みの支援をします。  本人にサービス内容を説明し利用意思を確認します。  本人に希望を聞き、話し合って支援計画を作成します。  3.契約（福岡県社会福祉協議会）  契約締結の手続き  契約能力の確認がむずかしい場合は、契約締結審査会の開催（審査） | |
| 3.利用料金 | |
| 契約後の生活支援員による援助には次の料金がかかります。   |  |  | | --- | --- | | サービス内容 | 利用料 | | 福祉サービスの利用援助  日常的金銭管理サービス | １時間あたり1,000円（1時間を越えると30分ごとに350円の加算） | | 書類等預かりサービス  （日常的金銭管理にかかる書類） | 1ヶ月あたり350円（年間4,200円） | | 書類等預かりサービス（上記以外の書類） | 1ヶ月あたり250円（年間3,000円） |   ※　生活保護を受けている人は、すべて無料になります。 | |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 内　　　容 | | | お問い合わせ、申し込み |
| 生　活　福　祉　資　金 | 低所得者、障がい者または高齢者に対し、その経済的自立と生活の安定を図るため、資金の貸付や相談支援を行っています。 | | | 筑紫野市社会福祉協議会  筑紫野市岡田3-11-1  総合保健福祉センター  「カミーリヤ」内  ☎ 920-8008 |
| 資 金 の 種 類 | | 内　　　容 | |
| 総合支援資金 | 生活支援費 | 生活再建までの間に必要な生活費用 | |
| 住宅入居費 | 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用 | |
| 一時生活  再建費 | 生活を再建するために一時的に必要、かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 | |
| 福祉資金 | 福祉費 | 生業を営むために必要な経費 | |
| 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 | |
| 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 | |
| 福祉用具等の購入に必要な経費 | |
| 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 | |
| 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 | |
| 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 | |
| 介護サービス、障がい者サービス等を受けるために必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 | |
| 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費 | |
| 冠婚葬祭に必要な経費 | |
| 住居の移転費、給排水設備等の設置に必要な経費 | |
| 就職、技能習得等の支度に必要な経費 | |
| その他日常生活上一時的に必要な経費 | |
| 緊急小口  資金 | 緊急、かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用 | |
| 教育支援資金 | 教育支援費 | 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 | |
| 就学支度金 | 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費 | |
| 不動産担保型生活資金 | 不動産担保型生活資金 | 低所得の高齢者等に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | |
| 要保護世帯向け不動産担保型生活資金 | 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金 | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名等 | 内　　　容 | お問い合わせ  申し込み |
| ハロー  ワーク  福岡南 | ハローワーク（公共職業安定所）では障がい者の職業相談窓口を常設し、就職や職業紹介を行っています。 | ハローワーク福岡南  春日市春日公園3-２  ☎ 513-8609  Fax574-6555 |
| 障害者就業・  生活支援  センター  ちくし | 抱える課題に応じて、雇用および福祉の関係機関との連携の下、就業面・生活面の一体的な支援を行います。 | 障害者就業・生活支援  センターちくし  春日市春日公園５－１６  ☎ 592-7789  Fax 586-6689 |
| 福岡障害  者職業  センター | 障害者職業センターでは、就職や職場復帰を目指す障がい者に対し、就職に向けての相談、職業能力などの評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助、職場復帰の支援など、個々の障がい状況に応じた継続的な支援を行っています。 | 福岡障害者職業センター  福岡市中央区赤坂1-6-19  ☎ 752-5801  Fax752-5751 |
| 福岡障害者  職業能力  開発校 | 障がい者に対し、職業に必要な知識や技能を計画的に修得させ障がい者の職業の安定と自立を図る施設です。  ※入校料、授業料は無料です。（ただし、教科書代や作業服代は実費になります）  ※通校が不便な人には校内に寮設備があります。 | 福岡県福祉労働部労働局  職業能力開発課  ☎ 643-3602  Fax643-3605 |
| 福岡県  障がい者雇用拡大事業 | 就職を希望する障がいのある人と、障がいのある人を雇用しようとする企業を支援する福岡県の事業です。  この事業では、企業の取り組みや職場の様子など、普段聞けないお話を聞く機会として就職相談会の開催や、求人情報の紹介を通じて、就職の機会を提供しています。 | （事業主体）  福岡県福祉労働部労働局  新雇用開発課  （事務局）  株式会社綜合キャリアトラスト  ☎092-733-3925  Fax092-733-3919 |
| 日本オスト  ミー協会  福岡県支部 | オストメイト（人工肛門､人工膀胱造設者）の人が、日常生活をより快適に過ごせるよう、ストマケアや悩み事の相談を行います。  また、オストミーに関する講演会やオストメイト社会適応訓練事業など様々な活動を行っています。 | 日本オストミー協会  福岡県支部  春日市原町3-1-7  ☎/Fax 572-7788 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名等 | 内　　　容 | お問い合わせ  申し込み |
| 福岡県音声機能障がい者発声訓練･指導者養成事業 | 疾病により喉頭を摘出した音声機能障がい者に対し、日常生活および社会生活上における会話を可能とすることを目的として、食道発声訓練、人工喉頭または電気発声器による発声訓練を指導し訓練を行うとともに、この発声訓練に携わる指導者を養成する事業を実施しています。 | 福岡県身体障害者福祉協会  春日市原町３丁目1-7  ☎ 584-6067  Fax 584-6070 |
| 聴覚障がい者  生活訓練教室 | 聴覚障がい者に対し、職業生活、コミュニケーション方法、人間関係、生活設計、育児、芸術、文化､など社会生活に必要な知識情報について訓練･指導を行います。 | 福岡県聴覚障害者センター  春日市原町3-1-7  ☎ 582-2414  Fax 582-2419 |
| 福岡視力障害センター | 見えない・見えにくいことで日常生活や社会生活を行う上での不安等の軽減を図るため、相談支援や訓練を行い、社会参加を支援します。  また、ガイドヘルパーを対象に、依頼により講師を派遣し、「手引き」について学ぶ機会を提供します。 | 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局  福岡視力障害センター  ☎ 806-1361 |
| たばこ小売業の許可 | 身体障がい者がたばこ小売業の指定申請を行った場合に、条件の緩和があります。 | 日本たばこ産業株式会社  福岡支社  ☎ 303-0243  Fax431-8554 |
| 暮らしの  困りごと  相談窓口 | 失業や不安定な収入、借金など様々な理由で経済的に困っている人や生活していく上での悩みや困りごとを抱えている人を対象に、生活の安定と継続を目指すための相談・支援窓口を開設しています。  　ひとりで悩まないで、まずは気軽に相談してください。ご家族や周りの人からの相談も受け付けています。  【家計改善支援事業】  入ってくるお金と、払わなければならないお金を見えるようにして、無理のない支払い計画を立て、生活の安定をはかります。  【就労準備支援事業】  日常生活の改善から、社会活動の訓練、就職に向けての準備など、一人ひとりの状況に合わせた段階的な支援を、総合的に行っていきます。 | 筑紫野市  保護課  筑紫野市石崎1-1-1  ☎ 923-1111 |